

第 3 4 号議案

平成 2 6 年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 6 年度宍粟市の介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

第1表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	介護保険システム 改修事業	17,356
		社会保障・税番号 システム整備事業	4,937
合計			22,293